

山北町自治基本条例に関する提言書

平成 24 年 5 月

山北町自治基本条例策定委員会

I はじめに

自治の方針、基本的なルール、仕組みなどを定めた山北町自治基本条例を策定するにあたり、必要事項を検討するため山北町自治基本条例策定委員会が設置されました。

委員会は、地域活動団体、福祉団体、高齢者団体、子育て団体、商工・産業団体、公募による町民の計16名で構成され、平成23年6月に議論を開始いたしました。

会議の進め方は山北町自治基本条例策定推進会議（町職員による行政施策推進組織）によりとりまとめられた山北町自治基本条例素案に対して、各条文ごとに規定の必要性や表現内容などを検討いたしました。各委員は、条例の作成や解釈運用について、その社会経験と熱意をもって様々な意見を出し合いました。また、会議の席上では疑問がなくても、その後の自己研究や委員自らが知人から意見を聞いた中で疑問が出る部分などもあり、事務局において随時質問を受ける作業手法をとりました。

さらに、多数の意見を取り入れる観点から、条例素案に対する町議会議員や町民からの意見についても、質問項目ごとに慎重に議論を重ね、合計6回の委員会を開催いたしました。

本条例が幅広く町民に周知が図られ、山北町の最高規範として運用され、協働のまちづくりが進展することに期待し、条例素案を修正した本提言書を提出いたします。

最後に、山北町においても人口減少、少子高齢化の急速な進展、自然災害対策、農地の荒廃など町民生活に密接に関係した多くの課題に対して、町行政における一層の取り組みをお願いいたします。

平成24年5月21日

山北町自治基本条例策定委員会
委員長 川口 義久

Ⅱ 委員会としての考え方

1 条文解説

- ・規定文だけでは全ての町民に条文の目的が伝わらない恐れがあるので、解説は町民に分かりやすくし、条例の目的が伝わるようにした。

2 前文

- ・前文の意義は条例の基本原理を述べるものであるもので、本条例においても次のとおり整理した。
 - ①まちの歴史、文化、環境
 - ②それを発展させた新たな自治のかたち
 - ③その実現には町民の主体性や参加と協働が重要である
- ・全国の中で山北町の位置を表現する言葉として「西丹沢」を使用する。また、本町のイメージとして「清流」や「豊かな森林」の記述は残す。
- ・森林は「もり」ではなく「しんりん」と読む。「もり」は本町内の造語と思われる。

3 用語の定義（第3条）

- ・「町」及び「自治」の定義については町民が誤解を招くような定義をしないこと。

4 町民公益活動

- ・町民公益活動は、新しい考え方の町民参加として推進していくべきと考えるが、「公益」の解釈について本条例に規定することにより逆に制約を課す恐れもあるので削除した。しかしながら、条例制定後、社会情勢の変化や住民意識の変化により、規定の必要性が認められた場合、見直しの際に検討事項とすることを妨げない。

5 町長の役割及び責務（第10条）

- ・職員を指揮監督する責務を規定した。

6 町職員の役割及び責務（第13条）

- ・自治体が制定する条例では町長の責務は職員の責務でもあると解釈されるが、自治基本条例ではあえて「町職員の役割及び責務」を規定した。これは、協働のまちづくりの主たる担い手である職員に対して、総合計画に基づくまちづくりや、行政評価等、今の時代に求められる役場職員像を共有する上で確認の意味合いも含まれる。

7 町民からの意見聴取（第18条）

- ・行政の政策づくり及び政策形成過程段階における町民参加の制度であり規定することは大変重要である。
- ・パブリックコメントという名称になると、そのイメージがよくわからないという町民が多いので、運用には知恵を絞る必要がある。
- ・本条例で定めるのは基本的事項であるので、手続き等は下位の条例や規則を別に制定する必要がある。

8 議会の役割と責務（第19条）

- ・議会議員は町民の代表者であるので、日々の自己研鑽を規定したが、議会に関する規定は、あくまで議会に委ねられるべき性質のものとする。

9 住民投票（第20条）

- ・自治基本条例で住民投票の大枠を定め、詳細は別途条例に委ねることとした。また、このような条文がなくても、住民投票制度は設けることはできるが、この制度は自治の実現にあたっての基本的制度であるので本条例で規定することは必要と考えた。

10 まちづくりへの子ども・高齢者の参加（第21・22条）

- ・少子高齢化が近隣市町に比較して急速に進展している本町では、「子ども」及び「高齢者」の参加こそが、充実した住民自治を約束するものとした。

11 条例の見直し（第24条）

- ・自治基本条例が、その役割を十分に果たすように、条例の見直しや改善を行うのは当然であるが、あえて期間を定めることにより、見直し等を確実に実施することを担保した。

12 全体を通じて

- ・この条例が制定されることで、自治活動や、役場職員の日常業務に過剰な制約が課されることがないように、原則的には理念型の条例とした。
- ・条例は制定されて終わりではなく、制定後、町民が育てていく条例との考え方である。

Ⅲ 山北町自治基本条例策定委員会開催概要

	開催日時	内容
第1回	平成23年6月21日(火) 19:00～21:10 役場 401会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長選出 ・自治基本条例とは何か ・条例策定スケジュール ・委員会の進め方 ・条例(素案)説明
意見提出	平成23年7月15日(金) までに提出	<ul style="list-style-type: none"> ・6月21日提示の条例(素案)に対する意見
第2回	平成23年9月2日(金) 15:00～17:30 役場 401会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・条例施行先進自治体、職員アンケート結果の説明 ・条例(素案)に対する各委員からの意見に対する検討(前文～第12条)
意見提出	平成23年9月22日(木) までに提出	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会議事に対する質問、意見
第3回	平成23年11月1日(火) 19:00～21:30 役場 401会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会議事に対する各委員からの質問、意見に対する検討 ・条例(素案)に対する各委員からの意見に対する検討(第13条～第23条)
第4回	平成24年1月19日(木) 14:00～17:30 役場 防災対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・前文で使用する語句 ・条例(12月時点素案)に対する議員及び町民からの意見に対する検討
第5回	平成24年3月14日(水) 19:00～21:30 役場 防災対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱期間延長 ・条例(3月14日時点素案)に対する検討
第6回	平成24年5月17日(木) 14:00～16:10 役場 401会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・条例(3月14日時点素案)に対する検討 ・提言書の内容検討